

# 高齢者・障害のある方が安心して生活できるように 北九州市には住宅を改造するときに助成金があるの？

## 「すこやか住宅改造助成制度」

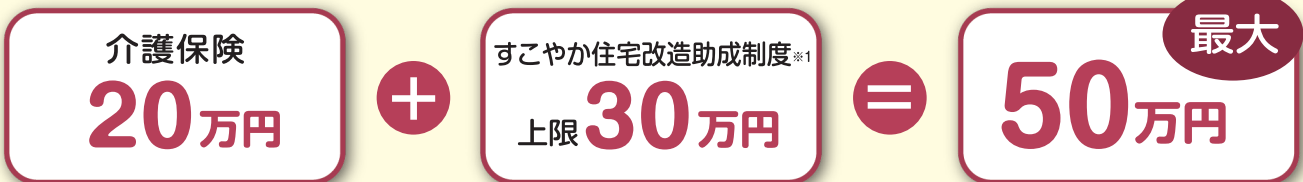
介護を必要とする高齢者や障害のある方が居住している住宅を、  
身体状況に配慮した仕様（段差解消等）に改造する場合に  
その費用の全部または一部を助成する制度です。



どのような方が助成を受けられますか？ また具体的な費用は？

### 北九州市に住民票がある方で

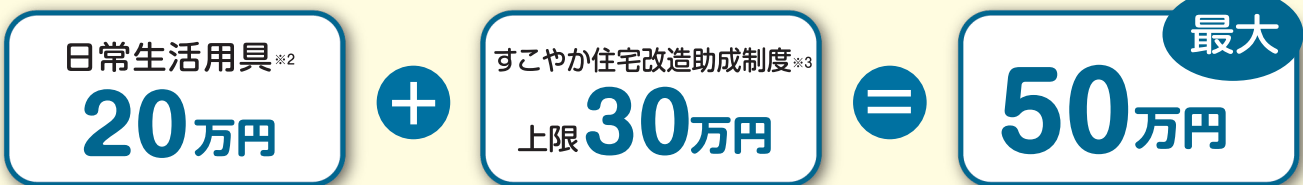
#### ●要支援、要介護認定を受けた方



1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）の自己負担あり

※1 すこやか住宅改造助成制度は所得税額により対象者が限定されます。

#### ●障害のある方で障害者手帳をお持ちの方 ※障害の種類と程度による。



原則1割の自己負担あり

※2 日常生活用具は一定所得以上の場合、助成対象外です。

※3 すこやか住宅改造助成制度は所得税額により対象者が限定されます。

### 助成対象となる工事

#### (1) 介護保険・日常生活用具の対象となる工事

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑り防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え
- その他上記の工事に付帯して必要となる住宅改修

#### (2) すこやか住宅改造助成の対象工事

- (1)の工事(介護保険・日常生活用具の支給限度額を超える工事)
- 市が必要と認める(1)以外の工事